

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和3年度)

作成日 2021/9/15

最終更新日 2021/9/15

| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
|---------|-------|---|
| 情報基準日 | 更新あり | 令和3年9月末日 |
| 国立大学法人名 | | 国立大学法人信州大学 |
| 法人の長の氏名 | 更新あり | 中村宗一郎 |
| 問い合わせ先 | | 経営企画部_経営企画課 kikakubu@gm.shinshu-u.ac.jp |
| URL | | https://www.shinshu-u.ac.jp/ |

| 【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】 | | |
|---------------------------|-------|---|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| 経営協議会による確認 | 更新あり | <p>《経営協議会からの意見等》</p> <p>【補充原則 1-3⑤（産業界からの資金等の受入れ促進体制の整備）について】 ◇企業との大型共同研究については、企業側は大学に対し文理横断的な総合的取り組みを期待することが多くなっている。学術研究、産学官連携推進機構オープンイノベーション推進室はそのような視点で体制を整備し活動していることを表現しておく必要はないでしょうか。</p> <p>【補充原則 1-3⑥(1)（経営及び教学運営双方に係る各組織の権限と責任の体制）について】 ◇教員組織と教育研究組織の分離は学術研究院によるマネジメントを通じて文理融合、横断的活動を活性化し、産業界等との共同研究等の課題解決を効率化できるものと考えます。従ってその期待効果は、研究の高度化や学部横断等の柔軟な教育に加え、課題解決力を高める効果が考えられるのかと思います。</p> <p>【補充原則 1-3⑥(4)（教育研究の費用及び成果等・法人の活動状況や資金の使用状況等）について】 ◇統合報告書における統合の目的は財務情報と非財務情報（大学経営におけるリスク要素）を一体化して管理し、見える化することを目的としていると考えますので、経費面、コスト面などの財務情報と、その他リスクを含む非財務情報を一体化させた管理サイクルを廻していることを表現したらどうでしょうか。</p> <p>【原則 2-1 法人の長の責務（中長期ビジョンの策定と法人の教職員へのビジョンの説明及び共有）について】 ◇学長がVisionを教職員その他へ浸透させ共有する活動は、日常的業務執行プロセスの中でなされ、戦略以下の具体的施策を通じて行われます。その中で学長と執行部門が説明と対話を繰り返すことで浸透、共有させる努力をしていることを説明したらどうでしょうか。 学長は自らの言葉で説明し対話することで現場を重視されてきたので、広報活動だけでなく以上の点に触れたらどうでしょうか。</p> <p>《本学の対応状況》</p> <p>◇ご意見をいただいた記載内容の不足や補足説明が必要な事項については、それぞれ記載の追加・修正を行った。 ◇ガバナンス・コードの各原則等に係る実施状況について、本学の実施内容をご理解いただけるよう、分かりやすく具体的に記述することに留意する。</p> |

| | | |
|--------------------|-------------|--|
| <p>監事による確認</p> | <p>更新あり</p> | <p>《監事からの意見等》</p> <p>◇適合状況報告も2回目となり、形式的な適合状況から実質的なガバナンスの在り方について検証した上での報告が求められる。</p> <p>◇令和3年3月29日付で高等教育局国立大学法人支援課から示された『令和2年度「国立大学法人ガバナンス・コード」への適合状況等の報告の確認について』で示されたように、今後に向けた改善の方針を示すことや、毎年度の適合状況等の確認をつうじて着実な改善を図ることが重要であり、事例集で示された他大学の良い点を積極的に取り入れていくことを求めたい。</p> <p>◇本学は学長の交代期にあり、執行部の体制が大きく変わる時期に当たるので、ガバナンス・コードへの対応も新執行部の下で早急に詰めていくことを要請したい。</p> <p>◇令和3年10月以降は、新学長のもと新執行部体制となるため、現行の法人運営の良好に運営されてきている体制は維持しつつ、さらに質の高い法人運営の標榜を期待する。</p> <p>◇課題として、ガバナンスコードの各基本原則の真の目的に照らし、各組織・体制・会議体等が効果的に運営されているか、目的を果たしているか等の検証をし、高い効果が得られる実行面での深堀を希望する。</p> <p>◇内部統制システムの整備と運用については概ね整備はされているが、運用が形骸化されていないかの検証もしたうえで、実効性向上に向け適宜見直しも希望する。</p> <hr/> <p>《本学の対応状況》</p> <p>◇本学は令和3年10月より新学長が就任し、執行部の体制が変更となる。新執行部のもと、大学運営の基本方針や行動計画・実行組織を構築するにあたり、国立大学法人ガバナンス・コードを念頭に体制整備を進めることとする。その実施体制が構築され次第、ガバナンス・コードの各原則への対応状況を更新し、報告書を公表する予定である。</p> <p>◇ご意見のとおり、文部科学省から示された他大学の優良事例を参考に、ガバナンス・コードの各原則の目的に照らし、今後も改善すべき点がないかを検討していくとともに、記述内容についても充実させるよう努めることとする。</p> <p>◇ご意見のとおり、内部統制の仕組や運用体制について、新執行部の発足を機に、見直しを実施していくこととする。</p> |
| <p>その他の方法による確認</p> | | |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】 | | |
|---------------------------------|-------|----------------------|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| ガバナンス・コードの各原則の実施状況 | | 当法人は、各原則をすべて実施しています。 |
| ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等 | | 該当なし |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】 | | |
|---|-------|--|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| 原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋 | 更新あり | <ul style="list-style-type: none"> ・ ミッションの再定義、中期目標・中期計画等を踏まえ、信州大学としてのビジョン・目標及び戦略、具体的な実現方策について「PLAN the N・E・X・T (2016-2018、2019-2021)」、「信州大学長期ビジョン“VISION2030”」を策定し公表している。 ・ PLAN the N・E・X・Tは、2016年度から始まった第3期中期目標期間において、信州大学が確実にかつ最大限の成果を上げるための実行体制・アクションプランであり、各理事・副学長がそれぞれの担当分野における具体的な施策“Method”を推進することにより、多様性を育む信州の地において、際立つ独創の知を実現するものである。 ・ Methodの実施にあたっては、中期目標を達成するための部局レベルでの取組を推進する部局事業計画と連動することによって、教職員の力を一つに結集し、設定した達成指標を実現していくことで、高いレベルで中期目標・中期計画の達成を目指している。 ・ 信州大学長期ビジョン“VISION2030”は、信州大学の行動計画 PLAN the N・E・X・T2019-2021、さらに第4期中期目標期間の先を見据えて、信州大学創立70周年を機に作成・公表したものであり、長野県唯一の国立大学法人として、2030年までに信州大学が目指す姿と、取り組むべき課題、実現までのシナリオを示したものである。 ・ 令和3年度(2021年)は PLAN the NEXTの最終年であるため、各理事は、これまで取組んできた具体的な施策を総括し、自己評価を実施した。さらに、PLAN the N・E・X・T2016-2018、2019-2021の成果報告書(冊子)を作成し、関係者に配布する予定である。 ・ また、第4期中期目標・中期計画(素案)については、次期学長・学内関係者及び経営協議会の外部委員の意見を踏まえ、第4期に実現するための道筋を見据えて策定している。 ・ 本学は令和3年10月より新学長が就任し、執行組織体制が変更になるため、第4期に向けた新たな大学運営の基本方針及び具体的な戦略の策定についても検討中である。 <p><u>デジタル冊子 PLAN the NEXT 2019-2021</u></p> <p><u>デジタル冊子 信州大学長期ビジョン2030</u></p> |
| 補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等 | 更新あり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標を達成するため、中期計画にかかる具体的な年度計画を策定し、各担当部署において計画を遂行している。評価担当副学長及び経営企画課評価担当が、年度計画の進捗状況を確認するとともにヒアリングにて、指摘事項や改善点等について意見交換を実施している。年度計画の推進状況を4段階で判定し、その結果を参考に、次年度の年度計画遂行に活かしている。 ・ PLAN the N・E・X・T は、3年ごとに作成しており、3年間の成果を踏まえ、その結果を反映させ、信州大学が次のステージにワンランクアップすることを目標として次の3年間に取り組むプランを設定している。 ・ PLAN the N・E・X・T 2016-2018の自己評価結果は、本学公式Webサイトに掲載している。 ・ PLAN the N・E・X・T 2016-2018及び2019-2021を総括した自己評価結果は、PLAN the N・E・X・T成果報告書として、本学公式Webサイトに掲載予定である。(9月末までに掲載できた場合は掲載URLを追加) ・ 国立大学法人評価及び大学機関別認証評価等の結果についても、本学公式Webサイトで公表している。 <p><u>中期目標・中期計画／各評価結果</u></p> <p><u>大学機関別認証評価の結果等</u></p> <p><u>PLAN the NEXT 2016-2018 自己評価結果</u></p> |

| | | |
|---|-------------|--|
| <p>補充原則 1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p> | <p>更新あり</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人信州大学の組織並びに業務執行及び執行権限に関して、「国立大学法人信州大学組織に関する規則」に必要な事項を定めている。第19条～第23条において法人本部の執行組織及び学長、役員等の権限を明確化している。 ・本法人の経営方針、経営戦略その他重要な施策について調査研究及び企画立案を行う機関として、学長・理事・副学長から構成される戦略企画会議を設置している。 ・教務担当、経営企画担当、研究担当、財務担当等、分野ごとに担当の理事・副学長を任命している。 ・学外委員を含めた経営協議会も、法人経営に関する重要事項の決定に参画している。 ・教学運営面では、2014年から教員組織と教育研究組織を分離し、教員人事の流動性を確保すると共に、戦略的な人事、全学的研究マネジメントを可能にした学術研究院を設置している。 ・学術研究院長（学長）の下、戦略的な人事配置だけでなく、研究の高度化や、学部横断等の柔軟な教育を推進している。 ・学長主導によるガバナンス体制を強化した運営組織を整えている。 ・本学は令和3年10月より新学長が就任し、執行組織体制が変更になるため、より戦略的な経営及び教学運営の実施体制の構築について検討中である。 <p>国立大学法人信州大学組織に関する規則 学術研究院規則</p> |
| <p>補充原則 1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、各部局教員の人事計画（5か年分）を学術研究院会議に諮り、教員の年齢構成、性別等を総合的に勘案し、承認している。 ・「国立大学法人信州大学教員人材育成プラン」及び「国立大学法人信州大学職員人材育成基本方針」を定め、各方針の下、以下のような取組を行っている。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国人研究者等の積極的な雇用 外国人教員の登用を図るため、テニュアトラック制度対象者については国際公募を原則としているほか、海外の研究機関等から著名な研究者を招へいする特別招へい教授制度を活用している。 2. 女性研究者の積極的雇用や教育研究環境の整備 女性研究者の積極的雇用のため、女性活躍推進法に基づく本学一般事業主行動計画（信州大学行動計画）において「採用した常勤教員に占める女性教員の割合を20%以上にする」及び「女性教職員の管理職比率を10%以上にする」と定め、ポジティブアクションを実施している。 3. 障害者の雇用 障害者雇用対策及び障害者雇用促進のための方策を掲げて、中長期的に障害者雇用の採用計画を立てている。 4. 実務家教員の積極的な雇用 長野県教育委員会との連携に関する協定に基づき、本学教職大学院において優れた教員の養成及び現職教員の資質向上に資するため、覚書を締結し、公立学校経験者を採用している。また、社会科学系において法曹実務経験者を戦略的に雇用している。 5. 民間企業との人事交流や民間企業経験者の雇用 本学における教育研究の活性化に資するため、他機関における最先端研究の知見を本学の学部・大学院教育へ展開し、専門性の高い人材を育成すること、及び国内外の他機関の優れた研究者や即戦力となる研究者の採用を拡大することを目的とするクロスアポイントメント制度を活用している。 <p>信州大学教職員人材育成基本方針等</p> |
| <p>補充原則 1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p> | | <p>信州大学では2030年に向けた長期ビジョン「VISION2030」及び第3期中期目標期間中の具体的な施策「PLAN the N・E・X・T 2019-2021」を策定している。</p> <p>また、中期目標・中期計画期間の財務計画として予算、収支計画、資金計画を中期目標・中期計画一覧表に掲載し、各年度の年度計画でも該当年度の予算、収支計画、資金計画を掲載し公表している。なお、年度計画については、実施状況や業務の実績に関しても確認し、進捗管理を行っている。</p> |

| | | |
|---|-------------|---|
| <p>補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び 補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p> | <p>更新あり</p> | <p>・令和元年度決算より、従来「大学」として区分していたセグメント情報について、より詳細な財務情報を開示する目的から、各学部ごとに区分方法を変更した。その上で、大学の活動状況、教育研究診療事業に要した経費、実施財源、主な事業内容と成果について、「統合報告書」、「財務諸表等（「事業報告書」、「附属明細書 様式19 開示すべきセグメント情報）」）に掲載し、大学公式Webサイトで公開している。</p> <p>・令和2年12月に発行した、財務情報と非財務情報（法人経営・教育・研究・社会連携等）を盛り込んだ「統合報告書」においては、大学の全ての経費を本学独自の分析により、教育・研究・診療コストに区分・見える化し、学内のコスト意識の醸成や、ステークホルダーへの説明に本報告書を活用している。</p> <p>統合報告書2020 財務諸表等</p> |
| <p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p> | | <p>・「国立大学法人信州大学教員人材育成プラン」及び「国立大学法人信州大学職員人材育成基本方針」を定め、各方針の下、以下のような取組を行っている。</p> <p>1. 本学の教育研究及び経営活動のうち、戦略的かつ重点的に推進する事項に関する必要な知識、経験等を有する本学の職員を、学長補佐として学長が任命している。学長補佐は、学長の指定する特定事項について、学長を補佐するとともに、当該事項の執行担当部署に助言を行っている。</p> <p>2. 本学の理念・目標の実現に向け、経営力・政策企画力・経営マインドを有する教員の育成を目的として、学長が人選した本学役員等が講師を務め、学部長補佐以上の教員を対象に本学の経営状況及び今後の方向性等について講義を行う研修を実施している。（令和2年度からは副課長級以上の事務・技術職員も対象として実施）</p> <p>3. 国大協UDWS（ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ）については、学長・総務担当理事が人選を行い参加者はその成果報告を上記研修にて行っている。</p> <p>4. 管理職（課長・事務長、部長・事務部長）は、高度なマネジメント能力を有し、大学の目標、計画に即して課・部等の目標を設定し、学長、役員及び部局長等を補佐して全学の経営方針に沿った企画、業務運営を執行・監督するとともに、部下の指導・育成を行うことができる「高度経営人材」が求められることから、当該人材の育成を目指し、副課長級以上を対象とした管理職向けの経営企画力向上研修を実施している。</p> <p>信州大学教職員人材育成基本方針等 信州大学学長補佐設置要項</p> |
| <p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p> | <p>更新あり</p> | <p>・「国立大学法人信州大学教員人材育成プラン」及び「国立大学法人信州大学職員人材育成基本方針」を定め、各方針の下、以下のような取組を行っている。</p> <p>1. 理事及び副学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長が任命する。理事及び副学長は学長を補佐あるいは補助し、命を受けて、各々の職務を担当している。</p> <p>2. 本学の教育研究及び経営活動のうち、戦略的かつ重点的に推進する事項に関する必要な知識、経験等を有する本学の職員を、学長補佐として学長が任命している。学長補佐は、学長の指定する特定事項について、学長を補佐するとともに、当該事項の執行担当部署に助言を行っている。</p> <p>3. 本学の理念・目標の実現に向け、経営力・政策企画力・経営マインドを有する教員の育成を目的として、学長が人選した本学役員等が講師を務め、学部長補佐以上の教員を対象に本学の経営状況及び今後の方向性等について講義を行う研修を実施している。（令和2年度からは副課長級以上の事務・技術職員も対象として実施）</p> <p>・国立大学法人信州大学組織に関する規則に基づき、学長のリーダーシップのもと、各理事、副学長等が担当する職務の「具体的な施策"Method"」を推進することで学長を補佐する体制が整っている。なお、国立大学法人信州大学組織に関する規則において理事、副学長等の権限を示し公表している。</p> <p>・本学は令和3年10月より新学長が就任し、執行組織体制が変更になるため、第4期に向けた新たな大学運営の基本方針及び戦略の策定とその実施体制の構築について検討中である。</p> <p>国立大学法人信州大学組織に関する規則 国立大学法人信州大学理事に関する規程 信州大学副学長に関する規程 信州大学学長補佐設置要項</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>原則 2-2-1 役員会の議事録</p> | | <p>役員会は、国立大学法人信州大学役員会規程に基づき、以下の重要項目について審議・議決する。 (1) 中期目標についての意見(本法人が国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「国大法」という。)第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)及び年度計画に関する事項 (2) 国大法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (4) 信州大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (5) その他役員会が定める重要事項 ・役員会においては学長が議長となり、会議を主宰している。 ・役員会の議事要録を、役員会承認後速やかに大学HP上で公開している。</p> <p><u>役員会議事要録</u> <u>国立大学法人信州大学役員会規程</u></p> |
| <p>原則 2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p> | | <p>・信州大学の役員については、国立大学法人信州大学組織に関する規則第4条に則り、学長をはじめとして理事7名(男性6名、女性1名)、監事2名(男性1名、女性1名)の計10名を置いている。理事のうち2名は外部機関から登用しており、本学公式Webサイトにて役員一覧を公表している。 ・外部機関から登用している理事の一人は財務担当として、前職の金融機関における主要な立場での経験をもって、大学の経営を財政面から分析し今後の大学経営の更なる健全化を維持するとともに、戦略的な財務運営と財務基盤の強化充実を図る上で有用な人材である。またもう一人は特命戦略(大学経営力強化)担当として、これまで、政府関係の主要な立場で国際的にも豊かな経験を有しており、併せて男女共同参画の造詣も深く活動経験も豊富であることから、学長が力点を置くグローバル化及び男女共同参画の推進を図る上で有用な人材である。</p> <p><u>本学役員一覧</u> <u>国立大学法人信州大学組織に関する規則</u> <u>国立大学法人信州大学理事、副学長及び部局長の業務に関する細則</u></p> |
| <p>補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p> | | <p>・経営協議会の学外委員の選考方針については、H15.12.17開催の評議会において決定し、以下の方針に基づいて選考している。 ①学者・研究者等大学の教育研究に見識をもつ者 ②経営・経済に深い経験と知見を有する者 ③地域を代表する者(経済・行政等)、マスコミ、地方教育行政機関等 ④信州大学に特に愛着心を持ち、その発展を望む者(同窓会関係者等) ⑤一般市民の立場において特に大学法人経営に対して深い関心と識見を有する者 ⑥学長が特別の政策的配慮に基づいて加える者等</p> <p>・学外委員がその役割を十分に果たせるよう、適切な議題の設定をはじめ、審議を活性化させるため、事前に審議概要を含めた当日資料を送付する等運営方法を工夫している。 ・経営協議会において審議・報告される事項及びテーマ別フリーディスカッション等を通じて、外部委員の皆様からの本学に対する貴重な意見を大学法人運営に反映している。</p> <p>(審議事項) 第2条 経営協議会は、本法人の経営に関する次の各号に掲げる事項について審議する。 (1) 中期目標についての意見(本法人が国立大学法人法(平成15年法律第112号)第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)に関する事項のうち、本法人の経営に関するもの (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、本法人の経営に関するもの (3) 学則(本法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 (6) その他本法人の経営に関する重要事項</p> <p><u>国立大学法人信州大学経営協議会規程</u> <u>経営協議会議事要録</u></p> |

| | | |
|---|-------------|---|
| <p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p> | <p>更新あり</p> | <p>・「国立大学法人信州大学学長選考規程」において、学長選考会議が別に定める基準として「学長に求められる資質・能力」を定め、これに基づき学長の選考を行わなければならないこととしている。 ・令和3年9月30日をもって現学長の任期が満了するため、令和2年10月から開始した学長選考手続きにおいては、意向投票によることなく、学長候補者が掲げた所信及び、学長に求められる資質・能力を有しているかを念頭に、候補者ヒアリングを重ねた上で、学長選考会議が次期学長候補者を選出している。 ・また、基準のほか、学長候補者を選考した理由及び選考の過程を付記した選考結果を、信州大学の公式Webサイトに掲載することにより公表している。</p> <p>国立大学法人信州大学学長選考規程 信州大学公式Webサイト「学長選考会議」</p> |
| <p>補充原則 3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p> | | <p>・「国立大学法人信州大学学長の任期に関する規程」において、学長の任期を6年とするとともに、再任されることができないこととし、信州大学規則集に掲載することにより公表している。 ・学長の任期については、大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）（平成26年2月12日中央教育審議会大学分科会）における提言及び他大学の動向も踏まえ本学の発展に寄与する観点から審議を重ねた結果、本学の中長期的なビジョンを踏まえながら、安定的なリーダーシップを発揮できるよう、6年の任期としている。</p> <p>国立大学法人信州大学学長の任期に関する規程</p> |
| <p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p> | | <p>「国立大学法人信州大学における学長の解任の申出に関する規程」を制定し、信州大学規則集に掲載することにより公表している。</p> <p>国立大学法人信州大学における学長の解任の申出に関する規程</p> |
| <p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p> | | <p>「国立大学法人信州大学学長選考会議規程」において、学長選考会議は、学長の業務執行の状況について、毎年定期的に確認を行うとともに、必要に応じて学長に支援及び助言を行うこととしている。また、学長選考会議は、学長の在任期間が3年を経過した時点において、業務執行の状況について評価を行うこととしている。このように規程に明記するとともに、実際に業務を遂行している。なお、当該評価結果は、信州大学の公式Webサイトに掲載することにより公表している。</p> <p>国立大学法人信州大学学長選考会議規程 信州大学公式Webサイト「学長選考会議（学長の業務執行状況評価書の公表）」</p> |
| <p>原則 3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p> | <p>更新あり</p> | <p>学長が法人の長と大学の長を兼ね、企業経営の経験のある者を理事（財務、環境施設担当）に、さらに寄附金収集等の経営面を強化する者を理事（研究、産学官・社会連携担当）として配置すること等により、経営力を発揮できる体制を維持している。 ・本学は令和3年10月より新学長が就任し、執行組織体制が変更になるため、より戦略的な経営及び教学運営の実施体制の構築について検討中である。</p> |

| | | |
|--|-------------|--|
| <p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制 及び見直しの状況</p> | <p>更新あり</p> | <p>・内部統制に関しては、学則、組織に関する規則、理事等の業務に関する細則、業務執行規程、業務執行組織規程等で定めており、学長の統括の下、各理事・副学長が担当する業務について、内部統制を行っている。また、各理事・副学長の下に業務執行組織を置き、所掌業務の内部統制を行っている。</p> <p>・国立大学法人信州大学業務方法書第2条から第5条にて、内部統制に関する基本事項を定めている。</p> <p>・信州大学リスク管理要領を定め、学長をリスク管理本部長とした全学のリスク管理のための組織体制を整備している。毎年、信州大学リスク管理計画を作成するとともに、危機管理対応基準については継続的に見直しを行っている。</p> <p>・「国立大学法人信州大学コンプライアンス基本規則」において、コンプライアンス推進体制を以下のとおり整備している。</p> <p>○学長は、本学のコンプライアンスにおける最終責任を負う。</p> <p>○総務担当理事（コンプライアンス総括責任者）は、コンプライアンスの推進並びにコンプライアンス違反に関する調査、是正及び再発防止について総括する。</p> <p>○理事又は副学長（コンプライアンス責任者）は、各々が担当し掌理する業務に関するコンプライアンスの推進のための施策の策定、実施、実施効果の検証及び見直し並びにコンプライアンス違反に関する調査、是正及び再発防止について掌理する。</p> <p>○コンプライアンス部局責任者は、部局におけるコンプライアンスの推進のための施策の実施及び実施状況の把握について掌理する。</p> <p>・コンプライアンス統括会議では、①コンプライアンスの推進に係る重要な方針に関すること②コンプライアンスの推進のための啓発及び教育・研修に関すること③その他コンプライアンスに関する重要事項に関することについて協議を行うとともに、大学執行部間での情報共有を図ることにより、適正な法人経営を確保するとともに、継続的に見直しを行っている。</p> <p>・これらのことについて信州大学の公式Webサイトに掲載することにより公表している。</p> <p><u>信州大学学則</u> <u>国立大学法人信州大学組織に関する規則</u> <u>国立大学法人信州大学理事、副学長及び部局長の業務に関する細則</u> <u>国立大学法人信州大学業務執行に関する規程</u> <u>国立大学法人信州大学業務執行組織規程</u> <u>国立大学法人信州大学業務方法書</u> <u>信州大学公式Webサイト「教職員に求められるコンプライアンスの推進」</u> <u>国立大学法人信州大学コンプライアンス基本規則</u></p> |
| <p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会 貢献活動に係る様々な情報を わかりやすく公表する工夫</p> | <p>更新あり</p> | <p>・学校教育法第172条の2第1項に定められている大学で広報すべき事項については、本学公式Webサイトの情報公開のページを中心に公開している。</p> <p>・様々な活動は、目的別・ステークホルダー別に情報を区分し、またクロスメディア化して、それぞれに適した媒体（メディア）を選定のうえ効果的な情報発信を行っている。</p> <p>・令和2年12月には、財務情報の他、非財務情報（法人経営・教育・研究・社会連携等）も盛り込んだ統合報告書を発行し、約2,000部を関係機関（県内自治体・関係企業・基金協力者・国立大学等）に配布しており、令和3年度も同様に発行予定である。</p> <p><u>統合報告書2020</u> <u>刊行物：デジタル冊子一覧</u> <u>信州大学公式Webサイト「情報公開」</u></p> |

| | | |
|--|-------------|--|
| <p>補充原則 4-1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p> | <p>更新あり</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・多岐にわたる本学の活動は、目指すゴールを大学の理念・目標や持続可能な社会への到達目標（SDGs）に照らして、社会的な関心事や影響の大きいもの、独創的・特徴的な教育・研究、地域や企業との連携、地域での学生の学びなどをコンテンツ化して、公式Webサイト、SNSなどの適した媒体により情報発信している。また、刊行物はデジタル冊子としても公開している。 ・国内の報道機関や海外向けサイトへのリリースや記者会見による情報発信も行っている。 ・本学公式Webサイトにて公表する情報は、受験生の方、企業・研究者の方、地域・一般の方、卒業生の方、保護者の方々など、それぞれの対象者向けにコンテンツを整理して情報を発信している。 ・各種情報の公開にあたっては、適切な内容・表現であるか、学部および広報室にて確認している。 ・国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書を本学公式Webサイトで公開した。 ・英語版公式Webサイトをリニューアル公開した。 <p>【デジタル冊子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大学案内」 ・「大学概要」「大学概要ダイジェスト版」 ・「学部案内」「大学院案内」 ・「先鋭融合領域研究群紹介パンフレット」 ・「研究紹介」 ・「大学広報誌 信大NOW」 ・「信州大学環境報告書」「信州大学統合報告書2020」 ・「信州大学海外留学ガイド」「留学生就職促進プログラム」 ・「信州大学医学部附属病院概要」 ・「信大病院21Cハミング」（年度内発行予定） <p><u>国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告</u></p> <p>刊行物：デジタル冊子一覧</p> |
| <p>補充原則 4-1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・どのような力を身に付けた者に卒業・修了を認定し、学位を授与するのかを示した「学位授与の方針」を大学全体及び部局毎に策定し、公式Webサイトにて公表している。 <p>【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学位授与の方針」の達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施して、学修成果をどのように評価するのかを定めた「教育課程編成・実施の方針」を、大学全体及び部局毎に策定し、公式Webサイトにて公表している。 <p>【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育課程編成・実施の方針」に基づいてカリキュラムを編成し、授業を実施している。また、その内容について、公式Webサイトにて公表している。 <p>【授業内容】</p> <p>【卒業要件、取得可能な学位（学部）】</p> <p>【修了要件、取得可能な学位（大学院）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の進路状況について、部局毎の詳細を公式Webサイトにて公表している。 <p>【卒業者数・進路状況】</p> <p>【教員免許状取得・就職状況】</p> <p><u>学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）</u></p> <p><u>教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）</u></p> <p><u>授業内容</u></p> <p><u>卒業要件、取得可能な学位（学部）</u></p> <p><u>修了要件、取得可能な学位（大学院）</u></p> <p><u>卒業者数・進路状況</u></p> <p><u>教員免許状取得・就職状況</u></p> |

| | | |
|--------------------------------|--|---|
| <p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p> | | <p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人に関する情報 <p>https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/disclosure/corporation/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学概要・大学案内等_デジタル冊子（刊行物一式） <p>https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/media/publications/</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信州大学医学部附属病院について <p>https://wwwhp.md.shinshu-u.ac.jp/overview/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院長選考 <p>https://wwwhp.md.shinshu-u.ac.jp/overview/hd-selection.php</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人信州大学医療安全監査委員会 <p>https://wwwhp.md.shinshu-u.ac.jp/overview/kansaiinkai.php</p> |
|--------------------------------|--|---|